

## 「医師法 21 条（異状死体等の届出義務）に関する懇談会 2」議事録

日時：2019 年 5 月 31 日 17 時 30 分

場所：衆議院第 2 議員会館第 7 会議室

主催：一般社団法人医療法務研究協会

座長：一般社団法人医療法務研究協会理事長 小田原良治

演者：衆議院議員・元厚生労働副大臣 橋本岳

厚生労働省医政局医事課長 佐々木健

一般社団法人医療法務研究協会顧問弁護士 井上清成

### 1. 小田原

本日はご多忙な中にもかかわらず、3 月 14 日に引き続いて開催いたします本日の「医師法 21 条に関する懇談会」のパート 2 にご参集いただき、誠にありがとうございます。

皆様ご存知のとおり、医師法 21 条に関して厚生労働省医政局医事課長名によって「医師による異状死体の届出の徹底について」と題する通知が、平成 31 年 2 月 8 日付けで発せられました。ただ、その内容は、前回の懇談会で佐々木医事課長が明言されたとおり、「この度の通知は、従前の内容と同じでして、何ら変わるところはございません」。

ところが、その通知によって、医療界には、それにもかかわらず、医師法 21 条に関する「これまでの解釈との整合性等について疑義が生じているとの懸念が指摘され」ていました。そこで、今回は医療界に安堵してもらうべく、念のために再びこの懇談会を開催いたしました。

それでは、前回と同じ演者ですが、念のため紹介をさせていただきます。

### 2. (4 名の自己紹介)

### 3. 小田原

この度、厚生労働省は、その懸念を払拭するために、「質疑応答集 (Q&A)」を発表し、改定したばかりの「平成 31 年度版 死亡診断書 (死体検案書) 記入マニュアル」にも、この質疑応答集を含め、さらに追補を入れたものと理解しております。

佐々木課長、このような理解でよろしいでしょうか。

### 4. 佐々木

そのご理解のとおりで、結構です。

### 5. 小田原

厚労省は、具体的にどのような手立てを講じられたのですか。

6. 佐々木

平成31年4月24日付けで2本の事務連絡を発出し、「質疑応答集（Q&A）」を作成して発表し、併せて「平成31年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」にこの質疑応答集を含め追補を挿入するなどのことを行いました。

7. 小田原

橋本先生は、この間、どのようなご認識でしたか。

8. 橋本

私が3月13日に衆議院厚生労働委員会で吉田学医政局長に質問してお答えをいただき、翌14日にこの懇談会で佐々木課長にも同様のお答えをいただき、その段階で私自身は、疑義は払拭されたものと認識しております。ただ、疑義が生じているとの懸念までは払拭し切れなかったらしく、厚労省がその完全な払拭にさらに前向きに取り組んだ成果だと評価しております。

9. 小田原

井上先生は、いかがですか。

10. 井上

橋本先生と同じ認識ですし、今回の厚労省の前向きな取り組みは高く評価しております。

11. 小田原

佐々木課長、いかがですか。

12. 佐々木

皆様にご評価いただき、誠にありがたく存じます。ここに御礼申し上げます。

13. 小田原

最後に、井上先生から「質疑応答集（Q&A）」の要旨をひと通りご紹介ください。

14. 井上

皆様に配布いたしました「(別紙) 質疑応答集（Q&A）」をご覧ください。問いが1から4まであり、それぞれに対して、別紙のとおり回答が付いています。

(別紙のとおり Q&A を朗読)

15. 小田原

橋本先生，最後に何かございますか。

16. 橋本

実は，今回の「質疑応答集」などの作業の進捗に伴って，やっと「死因究明推進基本法」案が提出されることとなり，丁度，本日，参議院本会議で，全会一致で可決され，来週には衆議院で可決・成立する見込みとなりました。ここにご報告申し上げます。

17. 小田原

それはおめでとうございます。これでやっと，次の本格的な「死因究明推進」の段階に進めるのですね。

さて，これで疑義や懸念も払拭できましたので，医療界は医師法第21条についてはこれで安心してよいと思います。

それでは，医師法第21条に関する懇談会のパート2は，これで終了といたします。皆様，どうもありがとうございました。